

鳥獣被害対策実施隊の報酬について

守谷市役所
生活経済部 経済課

【鳥獣被害と実施隊設立の概要】

近年、守谷市でイノシシの生息が確認され、イノシシによる農業被害が拡大してきています。また、特定家畜伝染病のCSF（豚熱）に感染しているイノシシも市内で発見され、県内の養豚業者への影響も懸念されています。

イノシシのほか、特定外来生物であるアライグマの個体数は減っておらず、農業被害の拡大が懸念されています。また、酪農団地では、長年カラスによる牛へのいたずらも生じています。

現在の守谷市の取組としまして、守谷市の猟友会の会員にお願いしてイノシシの捕獲を実施しているところです。

今後は、有害鳥獣の捕獲を強化するため、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止計画を策定するとともに、鳥獣被害防止対策協議会において情報共有・被害対策の協議を行います。

そして被害対策の鳥獣の捕獲は、鳥獣被害対策実施隊により行います。今回の審議会では、その実施隊の活動に伴う報酬を審議いただくものです。

【実施隊の隊員】

定員：10名以内

（守谷市の猟友会から推薦され、市長から委嘱された者）

【実施隊の体制強化】

- ・安心かつ意欲的な捕獲活動を実施するため、公務災害の補償対象となります。
- ・安全で効果的な捕獲技術を習得するため、安全講習等に参加します。

【活動期間】

通年

【報酬額】

報酬額：1人あたり3,800円/月（積算は別添のとおり）

【実施隊による捕獲対象鳥獣】

- ・イノシシ
- ・アライグマ
- ・カラス

【捕獲活動の内容】

- ・罠の設置と見回り
- ・カラスの捕獲及び追払い
- ・鳥獣による人の生命，身体及び財産を守るための緊急時の対応

【勤務状況の把握】

活動前：1か月分の出動計画を提出

活動後：日報を提出

※ 有害鳥獣の捕獲状況**イノシシの被害額と捕獲数**

	R1	H30	H29
捕獲数	27頭	14頭	1頭
被害額	696千円	184千円	0千円

アライグマの捕獲数

	R1	H30	H29	H28	H27
捕獲数	14頭	14頭	7頭	9頭	8頭